

ライフフィットスポーツ施設利用規定

本規定は、ライフフィットスポーツ管理するスポーツクラブ(以下「本クラブ」という)の関して定めるものです。

第1条(運営管理会社)

本クラブの運営管理会社は株式会社フロンティア(以下「会社」という)が運営・管理を行います。

第2条(目的)

本クラブはスポーツを通じて会員の健康を維持・増進させると共に会員相互の親睦を図ることを目的としています。

第3条 (個人情報の取扱いについて)

取得した個人情報はご入会手続きに関する業務、会費の請求、運営業務、担当者からのご連絡、資料の送付および 社内資料作成のために利用し、その他の目的には利用しません。本クラブが会費引落等の目的において必要な場合、 個人情報を第三者に委託することがございます。委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け監督いたします。 また、取得した個人情報については利用の目的が終了した後、削除させていただきます。予めご了承ください。

第4条(会員)

- 1.本クラブは会員制とし入会時に定められた契約に基づき本クラブが提供するサービスを利用することができます。
- 2.会員の継続期間は、利用開始日から会社所定の退会手続きにより認められた退会月の末日までとします。

第5条 (入会手続き及び契約)

- 1.本クラブへ入会する方は、本クラブ利用規定に同意の上、入会手続きを行います。
- 2.入会手続きを行い所定の料金等を納入し、会社の承認を得て契約とします。

第6条(入会資格)

- ①本クラブの会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。
 - 1.本クラブの主旨に賛同し、施設利用規定その他の規則を守れる方。
 - 2.健康状態に異常がなく、医療機関等から運動の制限を受けていない方。
 - 3.未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、申し込みを行うものとします。
- ②会員が次の号のいずれかに該当した場合には、会員になる事が出来ません。
 - 1.暴力団員または暴力団と密接な関係にある方。
 - 2.タトゥー・刺青(ペインティングを含む)のある者で施設内にすべて表に出さない事に同意出来ない方。
 - 3.前二号に該当すると思われる行動、言動、外見をされている方

第7条(諸会費・諸料金)

- 1.会費の納入方法は、毎月6日に当月分月会費をご指定の口座より引き落とし処理を行います。
- 口座不備や提出が遅れてしまった場合、3ヵ月目からの引き落としが間に合わない可能性があります。
- その場合、フロント払いでの対応となります。フロント払いはスタッフアワー時のみ対応可能となります。
- 2.会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。
- また理由を問わずこれを返金致しません。(第16条、第25条の場合も含みます。)
- 3.諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。
- 4.利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。

5.月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断り致します。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。 6.会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納した場合会員除名とし、滞納分は未払い金としてご請求させて頂きます。

第8条(会費の返金)

会員が退会申請した場合、所定の退会手続きを行いますが納入済み会費は理由の如何に関わらず返還致しません。

第9条(諸料金の変更)

会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または、経済情勢等の変動に応じて会員種別の改廃、もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告示するものとします。

第10条 (利用資格)

次の各号に該当する方は本クラブを利用できません。

- 1.酒気を帯びている方。
- 2.刃物等危険物を持ち込みの方。
- 3.その他第6条の各号を満たすことができない方。

第11条 (セキュリティキー)

- 1.会社は会員に資格を証するために会員証 (セキュリティキー)を交付し、会員は本クラブの入退館時に セキュリティキーを利用します。セキュリティキーを携帯していない場合は施設利用をすることができません。
- 2.セキュリティキーは<u>他人に貸与、譲渡できません</u>。貸与、譲渡が発覚した場合や第15条により会員資格を喪失した場合、速やかにセキュリティキーを会社に返還していただきます。
- 3.セキュリティキー紛失の際はフロントにて再発行を受けて下さい。また、セキュリティキーの再発行時、紛失時の 状況確認をさせて頂きます。セキュリティキーの再発行手数料として 3,300 円をご負担いただきます。
- 4.セキュリティキーは会員1契約毎に会員専用のセキュリティキーが1枚発行されます。

<u>セキュリティキー1枚につき契約者1名の入退館を行うことができます</u>。本クラブが認めた場合を除き、1枚のセキュリティキーで<u>複数人の入館することはできません</u>。セキュリティキーを契約者以外の使用が発覚した場合、 規定違反と判断し会員除名とします。会員除名された場合、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

第12条(会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は会社が承認した場合を除き他人への譲渡及び名義変更はできません。また担保差入等の処分もできません。

第13条 (ビジター)

会員以外の方(以下「ビジター」という)も施設を利用することができます。ビジターで施設を利用する際には、 所定の書類への記入をして頂きます。ビジターの利用料に関しては別途定めます。

第14条(変更届)

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に変更届を 提出するものとします。会社が会員に通知・連絡等をする際は届出住所宛にすれば足りるものとします。

第15条 (会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- 1.退会したとき。
- 2.死亡したとき。
- 3.法人会員が解散又は破産・和議の申し立てを行なったとき。
- 4.第6条に定める会員資格が欠けたとき。
- 5.第16条により除名されたとき。

第16条(会員除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。

- 1.本規定、細則その他会社の定める規則に違反したとき。
- 2.本クラブ又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき。
- 3.入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき。
- 4.他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序が乱されたとき。
- 5.本クラブの設備等を故意に損壊したとき。
- 6.会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき。
- 7.他の会員に対しトレーニングなど執拗に強要したとき。
- 8.他の会員、スタッフに対し正当な理由なく個人情報の聴取、待ち伏せなどを行ったとき。
- 9.本クラブ内での営業活動及び販売行為、勧誘行為、金銭の授受が認められたとき。
- 10.施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑せしめたとき。
- 11.他者に対し、暴力行為・威嚇行為があったとき。
- 12.注意・勧告を受けても改善・解決しないとき。
- 13.セキュリティキーを使用し不正に本クラブを利用したとき。
- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

※各種手続きはスタッフアワー時のみ対応となります。

第17条(退会)

支払方法に関わらず会員が退会する場合には、<u>利用終了希望月 15 日まで</u>に所定の手続きを経て未納分の会費及び利用料などを完納した時に、利用終了希望月の末日に退会できるものとします。なお、利用終了希望月の当月 15 日までに、所定の手続きを完了していない場合は利用終了希望月の翌月末日の退会となります。

※電話での手続きは受け付けておりません。

第18条(休会) ※入会時、2ヶ月間は休会できません

1.支払方法に関わらず会員が翌月から休会をする場合は依会希望月の前月 15 日までにフロントにて手続きすること。 2.休会は年間最大 6 ヵ月まで一度のご登録で 3 ヶ月まで手続きが出来ます。登録には依会費¥1,100/月(税込)の支払いが必要となります。また休会希望月の前月 15 日までに所定の手続きを完了していない場合は、休会希望日の翌々月からの扱いとなります。

3.休会中の施設利用は館内利用料 1,100 円となり、スタッフアワー時のみご利用可能となります。

第19条 (諸規則の遵守)

会員及びビジターは本クラブの利用に際し、本規定・細則ならびに会社が別に定める規則に従うものとします。

第20条(会員の責任)

会員及びビジターは本クラブの利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えた時はその賠償をして頂きます。

第21条(営業時間)

24 時間営業ただし毎月第2月曜日22:00 閉店し第2水曜日9:00 開店します

第22条(休業日)

<u>毎月第2月曜日22:00~第2水曜日9:00</u>まで、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

第23条(施設利用)

- ①会員は営業時間中本クラブを利用することができます。利用範囲については細則に定めます。
 - 1.営業時間内22:00~翌9:00の間はジムエリア、共有トイレ、一部ロッカーを利用することができます。
 - 2.前一号と同じく22:00~翌9:00の間はシャワー、一部ロッカー、スタジオの利用することが出来ません。
 - 3.高校生の利用は $6:00\sim22:00$ となります。(青少年保護法のため)
- ②会社は本クラブの一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。
- ③会社は施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。
- ④会社は下記の事由により施設の利用を制限する場合があります。
 - 1.施設の改修、点検を行うとき。
 - 2.会社の主催する特別行事を開催するとき。
 - 3.第22条に定める休業日においては、施設の利用はできません。

第24条(会社の免責)

会員は本クラブ内において自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き一切の賠償責任を負いません。

会員同士の間に生じた係争やトラブルについて会社に故意または重大な過失がある場合を除き一切関与いたしません。

第25条(閉鎖又は利用制限)

会社は次の各号により本クラブの営業が不可能または著しく困難になった場合、本クラブの全部又は一部を閉鎖し、 又は本クラブの利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。

- この場合、会員はその他名目の如何を問わず損害賠償責任等の異議申し立てを行なうことができません。
- 1.法令の制定・改廃されたときまたは行政指導を受けたとき。
- 2.天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
- 3. 著しい社会・経済情勢の変化があるとき。
- 4.令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき。
- 5.会社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき。

第 26 条 (細則等)

本規定に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則を定めます。

第27条 (規定の改正)

本クラブは次の各号に基づき、規定の改正を行います。

- 1.会社は必要に応じて本規定及び細則等を改正することができます。会員は本規定の改正がすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
- 2.会社は前項により規定等を改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものとします。

第28条(発効)

本規定は2022年9月1日より発効とします。